

家畜衛生だより

最上家畜保健衛生所

最上地域家畜畜産物衛生指導協会

TEL29-1357 FAX: 23-2944

令和2年5月発行

飼養衛生管理者の選任が 義務付けられます!!



令和2年4月3日、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することなどを目的とした、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布されました。これにより、令和2年7月1日に全ての家畜の所有者の皆さまに「**飼養衛生管理者**」の選任が義務付けられます。



飼養衛生管理者とは…

飼養衛生管理者は、衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者です。衛生管理区域ごとに1人選任（所有者自ら管理者となることも可能）し、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底するため、以下の業務を行います。

- ① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）
- ② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
- ③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

お願い!!

今後、所有者の皆さまは、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任願います。後日、家畜保健衛生所から、飼養衛生管理者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等についての報告を改めてお願いいたします。

★ご不明な点がございましたら、家畜保健衛生所までご連絡ください。

最上家畜保健衛生所 TEL 0233-29-1357 FAX 0233-23-2944